

## 会 議 記 録

|      |  |
|------|--|
| 会議名称 | 令和3年度 特別職報酬等審議会  |
| 日 時  | 令和3年11月1日(月) 午後0時58分～午後2時27分<br>(休憩：午後2時15分～午後2時23分)   |
| 場 所  | 中棟4階 第2委員会室  |
| 出席者  | 委員<br>牛山、小笠原、金子、佐藤、鹿野、高、内藤、七松、西上原、和田<br>区側<br>区長、副区長(宇賀神)、総務部長、区議会事務局長、監査局長、<br>総務課長、職員厚生担当課長、教育委員会庶務課長、<br>区議会事務局次長、総務係長、給与福利係長、教育委員会庶務係長、<br>区議会事務局庶務係長、区議会事務局法務担当係長、総務係担当職員   |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度 特別職報酬等審議会 次第</li> <li>・令和3年度 特別職報酬等審議会 席次表</li> <li>・特別職報酬等審議会委員名簿(令和3年11月1日現在)</li> <li>・諮問文(写し)</li> <li>・特別職報酬等関係資料</li> <li>・政務活動費関係資料</li> <li>・本日の審議の概要等(確認用)</li> </ul>               |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 区側出席者紹介</li> <li>4 区長挨拶</li> <li>5 諮問</li> <li>6 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)特別職報酬等について</li> <li>(2)政務活動費について</li> </ol> </li> <li>7 閉会</li> </ol> |

○総務課長 では、ただいまから令和3年度特別職報酬等審議会を開催いたします。私は、総務部総務課長の寺井と申します。どうぞよろしく願いいたします。会長の選出まで、進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今回は、委員改選後の最初の審議会でございます。区長から各委員の皆様にご挨拶をお渡しするのが本来でございますが、時間の関係上、席上配付とさせていただきます。何とぞご了承いただきたく存じます。

本審議会は委員10名以内をもって組織することとしております。引き続き委員をお引き受けいただいた方、今回新たに委員となっていた方もいらっしゃいますので、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。

初めに、区内に和泉校舎のある明治大学からご推薦いただきました、牛山久仁彦委員でございます。

○牛山委員 よろしく願いいたします。

○総務課長 杉並法曹会からご推薦いただきました、小笠原勝也委員でございます。

○小笠原委員 よろしく願いいたします。

○総務課長 連合杉並地区協議会からご推薦いただきました、金子征治委員でございます。

○金子委員 金子です。よろしくお願ひします。

○総務課長 杉並区産業協会からご推薦いただきました、佐藤慎祐委員でございます。

○佐藤委員 佐藤です。引き続きよろしく願いいたします。

○総務課長 杉並区町会連合会からご推薦いただきました、鹿野修二委員でございます。

○鹿野委員 鹿野です。

○総務課長 杉並区社会福祉協議会からご推薦いただきました、高武征委員でございます。

○高委員 よろしく願いいたします。

○総務課長 杉並区商店会連合会からご推薦いただきました、内藤一夫委員でございます。

○内藤委員 内藤です。よろしく願いいたします。

○総務課長 日本公認会計士協会杉並会からご推薦いただきました、七松優委員でございます。

○七松委員 七松です。よろしく願いいたします。

○総務課長 杉並区体育協会からご推薦いただきました、西上原久委員でございます。

○西上原委員 よろしく願いいたします。

○総務課長 東京商工会議所杉並支部からご推薦いただきました、和田新也委員ござい

ます。

○和田委員 和田でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長 以上10名の委員を委嘱させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、委員全員、ご出席していただいております。

続きまして、区側の出席者を紹介させていただきます。

区長の田中良でございます。

○区長 よろしくお願いいたします。

○総務課長 副区長の宇賀神雅彦でございます。

○副区長（宇賀神） よろしくお願いいたします。

○総務課長 総務部長の白垣学でございます。

○総務部長 よろしくお願いいたします。

○総務課長 職員厚生担当課長の井伊慶子でございます。

○職員厚生担当課長 よろしくお願いします。

○総務課長 区議会事務局長の渡辺幸一でございます。

○区議会事務局長 よろしくお願いします。

○総務課長 区議会事務局次長の内藤友行でございます。

○区議会事務局次長 よろしくお願いします。

○総務課長 教育委員会事務局庶務課長の村野貴弘でございます。

○教育委員会事務局庶務課長 よろしくお願いいたします。

○総務課長 監査委員事務局長の田中哲でございます。

○監査委員事務局長 よろしくお願いします。

○総務課長 最後に、改めまして、総務課長の寺井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会議録作成のため速記者が入っており、録音もさせていただきます。このため、審議に当たり、ご発言の際はお手元のマイクをご使用くださるようお願いいたします。

それでは、区長から一言ご挨拶をさせていただきます。区長、お願いいたします。

○区長 本日は大変お忙しい中、令和3年度特別職報酬等審議会にご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。改めまして区長の田中良でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より杉並区政にご協力を頂き、御礼申し上げますとともに、本審議会委員をお引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げます。

本審議会は、区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額、並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額に関わる内容を皆様にご審議していただき、答申をしていただくというものでございます。

さて、我が国の経済状況でございますが、内閣府の月例経済報告によれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、昨年夏以降持ち直しの動きが続いているものの、本年9月からはそのテンポが遅くなっているとされております。

このような景気状況の中、国や東京都、多くの政令指定都市等と同様に、特別区人事委員会も公民較差の結果を踏まえ、職員の特別給について引下げとする勧告を行い、また月例給については、公務員給与の較差が僅少であることから、改定を行わないことが適当としております。本日の審議会では、こうした状況を踏まえて、委員の皆様からの率直なご意見を頂ければと思いますので、ご審議方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長 では、続きまして、委員の改選後初めての審議会でございますので、会長を選出していただきたいと存じます。会長につきましては、特別職報酬等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。どなたか立候補、またはご推薦はございませんでしょうか。

( 内藤委員挙手 )

○総務課長 お願いします。

○内藤委員 私からご推薦をしたい方がおりますが、町会連合会の鹿野さんが適任ではないかと思えます。区のことよくご存じで、町会ということで一般区民の実情もよくご存じの方でありますので、適任かと思われますので、推薦をいたします。

○総務課長 ただいま鹿野委員を推薦するご発言がありましたが、ほかにご推薦等ありませんでしょうか。

( なし )

○総務課長 それでは、鹿野委員に会長をお願いするということで、皆様よろしいでしょうか。

( 異議なし )

○総務課長 鹿野委員、いかがでしょうか。

○鹿野委員 はい。

○総務課長 ありがとうございます。それでは、会長席に移動していただき、一言ご挨拶をお願いしたいと存じます。

( 鹿野委員、会長席へ移動 )

○鹿野会長 ただいま選出された鹿野でございます。議事進行にご協力ください。よろしくお願ひします。

○総務課長 会長、ありがとうございます。これ以降の議事の進行は、鹿野会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○鹿野会長 それでは、次に、審議会条例第5条第4項の規定により、会長の職務代理を指名いたします。高委員にお願いしたいと思いますが、高委員、よろしいでしょうか。

○高委員 受けさせていただきます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○鹿野会長 はい。ありがとうございます。

それでは、初めに、当審議会に対する区長の諮問をお受けしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○区長 杉並区特別職報酬等審議会会長様。杉並区長、田中良。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について（諮問）。

区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、杉並区特別職報酬等審議会条例第二条の規定に基づき諮問します。

以上です。

よろしくお願ひします。

( 区長より鹿野会長に諮問書手交 )

○会長 確かにお受けしました。

○区長 お願いします。

○会長 それでは、これから議事に入りますので、区長、副区長にはご退席をしていただきます。

○区長 どうぞよろしくお願ひいたします。

( 区長及び副区長退室 )

○会長 諮問文の写しを委員の皆様へ配付してください。

( 諮問文（写）配付 )

○会長 ありがとうございます。

会議の公開についてですが、当審議会の会議は原則公開となっております。本日の会議

も公開で行いたいと思いますが、異議はございませんか。

( 異議なし )

○会長 異議なしということなので、本日の会議は公開で行うこととします。傍聴等については、杉並区特別職報酬等審議会傍聴要綱に基づき手続を行うこととし、傍聴人から、事前に撮影、録音及び電子機器の使用の申入れがありましたら、これを認めたいと思います。

次に、事務局から、答申文及び会議録の取扱いについて説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○総務課長 会議の資料、答申文及び会議録ですが、公開とした会議につきましては、区のホームページにおいて公表しております。掲載する会議録につきましては、事前に皆様に内容を確認していただいた上で、委員の発言は、個人名でなく「委員」として公表いたします。

なお、情報公開の請求があった場合には、委員のお名前を記載した会議録を開示してまいります。

○会長 今の説明でよろしいでしょうか。

( 了承 )

○会長 それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

まず、特別職の報酬等に関する議事です。特別職報酬等関係資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

まず、ホチキス留めになっております特別職報酬等関係資料をご覧ください。ページ番号のある目次があります。落丁等ありましたら、お手を挙げていただければと思います。

それでは、1ページお開きいただきまして、杉並区特別職報酬等審議会条例をご覧ください。

第1条で、杉並区議会の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、区長の諮問に応じて審議をするため、本審議会を設置するという設置の規定がございます。第2条は、区長は報酬等の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとすると定めてございます。

第3条以降は、組織、委員の任期、会長、会議、会議の公開等が定めてございます。

資料3ページはこれまでの特別職報酬等審議会の答申概要等でございます。当審議会におきまして、過去にどのような答申をされたかということの概要でございます。一番上が令和3年1月5日の昨年度のもので、答申の概要ですけれども、特別区人事委員会勧告における月例給与は据置き、期末手当はマイナス改定と区の財政状況などを勘案し、区長等の期末手当は0.05月減額し、給料月額については据え置くことが妥当であるというものでございます。

その右側の欄は、審議会答申を踏まえて区が実際に改定をした特別職の給与、議員の報酬でございます。昨年度は、月例給の変更はなしで、給料月額及び議員報酬月額は据置き、期末手当は0.05月減ということになっております。

その下は、過去の概要ですが月例給の改定があった年には、それぞれ区長、副区長等の月例給の金額と前回からの増減割合が示されてございます。当審議会の答申に基づきまして、報酬等の改定をしてきておりますけれども、裏面の平成26年11月4日は答申が出されておりますけれども、議会の判断で、答申によらず、議員報酬、期末手当は変更なしということで、改定をしなかったという年もございました。

昭和62年からの答申の概要を掲載しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

7ページをご覧ください。特別区人事委員会給与勧告の推移ということで、これは特別区人事委員会が行った一般職員の給与勧告でございます。特別区（公民較差）、率、改定額とありますけれども、マイナスとついているのは、民間給与が、特別区職員の給与よりも率にして0.02%低いと。改定額と書いていますが、94円民間が低いという意味でございます。逆の言い方をすれば、特別区職員が94円上回っているということでございます。このような公民較差を踏まえまして、月例給については、94円特別区職員が高い現状ではあります。格差は僅少なため、据置きとされております。

特別給につきましては、年間の支給月数は0.15月引下げとなっております。

平成30年度からは、民間のほうが低く、特別区職員が高くなっているということでございます。それ以前は、29年度から26年度までは、民間が高くなっていたと。それ以前は、25年度から21年度まで、特別区職員が高くなっていたということでございます。

8ページをご覧ください。こちらは実際の期末手当及び勤勉手当の金額の月数の推移でございます。一般職員と、右側は特別職と議員と分かれておりますけれども、令和2年度をご覧くださいまして、期末手当、一般の職員は2.55月、勤勉手当2.05月、合計で4.60月

というのが、特別給の合計額になります。特別職と議員は、期末手当、勤勉手当がありませんので、期末手当だけでございますが、年間特別職は4.08月となります。議員につきましては、先ほど、平成26年度に改定をしなかった年もございましたので、特別職と月額が変わっておりまして、議員は3.83月となっております。昨年度は前年度よりも0.05月下がっているということでございます。

9ページをご覧ください。23区別に特別職報酬等の状況を調査したものでございます。各区の条例で定めている給料等の月額でございます。左から区長、副区長、教育長と並んでございます。

区長につきましては、月額で見ますと111万円3,000円で、23区の中での順位では、17位となっております。副区長につきましては、同じく89万1,900円で18位、教育長は76万4,400円で18位。

常勤の監査委員につきましては、杉並区の代表監査委員は23区で2位ということです。その他とありますけれども、常勤の監査委員は66万8,700円ですが、杉並区の場合は代表監査委員だけですので、左側の代表のところを見ていただければと思います。監査委員は、条例で常勤の監査委員を置いているところと置いていないところがございますので、表が埋まっておりません。報酬等について、条例で定めていない区もありますので、記載されている区は条例で定めのある区のみでございます。

議長につきましては85万6,000円で23位、副議長につきましては77万4,600円で20位、一般の議員につきましては59万5,700円で、21位となっております。これが、給料等の月額でございます。

一枚おめくりを頂きますと、期末手当でございます。年間のボーナスの支給月数でございますが、左から区長、副区長と並んでおりますけれども、区長は4.08月、年額737万円で、順位は23区で2位となっております。副区長も同様に2位と。教育長は3位と。そして、代表監査は1位です。議長につきましては、3.83月で、年額は475万円で17位ということです。副議長は11位、議員は12位となっております。期末手当の計算方法は、欄外に記載をしております。

もう一枚おめくりいただきまして、こちらは給料等の月額と期末手当を合わせた年間の報酬の合計額です。年間で見ますと、杉並区長は2,267万円で3位になります。副区長は1,816万円で2位。教育長は14位、代表監査は1位と、そして議長は23位で、副議長は13位、議員は15位になってございます。



昨年度から資料を追加しております、12ページをご覧ください。こちらは、23区別の特別職の退職手当の額の調査でございます。区長のところを見ていただきますと、支給率が4.50で、支給額が2,003万円で23区の中で14番目になっております。平均が2,062万円です。副区長は1,092万円で16番目です。教育長は19番目、代表監査委員は3番目でございます。この退職手当は、任期まで4年間勤続した場合でございます。教育長は任期3年でございますので、3年になっております。

13ページでございますが、特別職の在任期間中の報酬総額ということで、こちらは、先ほどの月額給料と特別給、そして退職手当を合わせた、任期中の報酬総額ですけれども、区長の場合は、23区で8番目の1億1,070万円になります。副区長が8番目、教育長が17番目、常勤の代表監査委員が1番目になっております。

14ページをご覧ください。こちらは23区別の行政数値の比較でございます。杉並区は網かけしてありますけれども、人口は23区で6番目、世帯数も6番目、区の面積は8番目に大きいと。議員数は4番目に多いということです。区の職員数は7番目に多くて、令和3年度の普通会計の当初予算ですと、約2,000億円で、9番目でございます。行政数値の比較の中では、6番目、8番目と9番目といったところでございます。

15ページをご覧ください。財政状況になります。歳入総額、歳出総額のところ、令和2年度をご覧くださいと、2,700億歳入がございまして、2,600億近くの歳出総額がございまして、こちらの金額が大きくなってきております。そして、翌年度に繰り越すべき財源を考慮いたしまして、実質収支を出しております。実質収支比率という欄がございまして、標準財政規模に対する実質収支の割合を示すものです。こちらは9.3%、昨年度よりも少し高くなっています。

経常収支比率でございますが、財政構造の弾力性を示すもので、毎年入ってくる経常的な収入が、人件費や扶助費、公債費など、容易に縮減できない経常的な支出にどれだけ充てられるかを示すもので、令和2年度は86.4%でございます。その下、人件費の比率ですが14.7%ということでございます。

これを、目で分かるように、16ページにグラフが掲載されております。23区の平均のグラフもありますので、比較をしていただければと思います。上の実質収支比率は、杉並区が23区の平均より少し高くなっております。また、下が経常収支比率でございますが、杉並区が令和2年度86.4%で、23区の平均が81.9ということで、こちらも杉並区が少し値が高くなっております。

17ページは区債の残高の推移でございます。令和2年度の区債の残高が358億円、その下の59億が、発行額になります。富士見丘小・中の改築等のために区債を発行しております。主な基金残高の推移が下の表になってございます。

これらの財政の指標の数値がございませけれども、区の監査委員の、昨年度の決算に対する意見につきましては、財政の硬直性に注視する必要はあるけれども、全体としては健全であると言えるという評価を頂いております。23区、他区と比較しても、問題はない数字かと思っております。

続いて、18ページが職員数及び人件費の推移でございます。職員数の推移は、平成23年度から数値を載せておりますけれども、年々下がってきておりましたけれども、令和2年度は少し増えているということで、3,530人です。なお、これは常勤の職員で再任用のフルタイムの方を含むものでございます。

その下が人件費と人件費率の推移ということで、棒グラフの上に載っている379億円というのが人件費の総額で、そのうち343億円が退職手当を除く人件費、その下の少し黒塗りになっている36と書いてあるところが退職手当の金額でございます。人件費比率は年々下がってきております。これは昨年度も大分下がっておりますけれども、人件費の金額は、会計年度任用職員制度等が始まりましたので、その部分が少し増えております。

19ページ以降は、職員厚生担当課長からご説明いたします。

○職員厚生担当課長 恐縮ですけれども、着座にて説明させていただきます。

私からは、去る10月20日に示されました、特別区人事委員会勧告の概要について説明いたします。資料の19ページをご覧くださいと思います。上段の実線で囲っている部分が、今回の勧告のポイントになっております。

1点目が月例給についてでございます。民間と特別区職員の給与の公民較差がマイナス94円、率にしてマイナス0.02%存在しているが、この較差は僅少であり、おおむね均衡しているということで、改定を行わないことが適当という内容になっております。本年の公民較差算出に当たっては、差額支給者を除外するという、一時的、特例的な措置を執り行っております。

なお、この差額支給者とは、平成30年4月に実施いたしました行政系人事・給与制度の改正に伴う給料表の切替えにより、下位の級に切り替わった職員に対し、切替え前の給料額を保障するために差額を支給している職員のことでございます。

2点目は、特別給でございます。期末手当と勤勉手当を合わせたものを特別給と呼んで

おりますが、現行の支給月数は年4.6月となっております。今回の勧告では、民間の支給割合が年4.47月分となっていることから、年間の支給月数0.15月引き下げて年4.45月とし、引下げ分は民間の状況等を勘案し、期末手当から差し引くこととなっております。

今回の改定による平均年間給与への影響でございますが、特別区職員の改定前の平均年間給与額約634万3,000円が約628万5,000円となり、約5万9,000円減少することになります。

給与改定の実施時期でございますが、給与水準の引下げを伴う内容の改定であるため、給与比較基準日の本年4月に遡及することなく、改正条例の公布の日から実施することとしております。

以上が、令和3年の給与勧告の概要でございます。

○会長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明に対してご質問があれば、先にお受けしたいと思っております。

○委員 一つ、よろしいですか。

○会長 はい。

○委員 今の説明を受けた中での質問ですけれども、ほかの委員の方はご承知のことかと思うんですが、この特別区人事委員会勧告を準拠されることが多いと思っておりますけれども、この特別区人事委員会の諮問というんですかね、答申のことで、伺いたいことがあります。杉並区のことではないので、分かる範囲で結構です。

まず、特別区人事委員会の組織の位置づけと、この職員給与に関する23区の勧告の受入れ状況とか、それから特別職報酬に関する23区の受入れ状況ですね。また、今期、コロナ禍ということで、民間の給与が、業種によっては大きく影響を受けているところが多いと思うんですけれども、そういったものに対する考慮要因があったのか、なかったのか。私も事前にこの勧告書を拝見したんですが、病院は調査対象から除外されているということだったんですが、その他のいろいろ、不況な業種とかがあると思うんですけど、そういうものが反映されているのか、あるいは反映されていないのか。また、そうした理由が分かりましたら、教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○職員厚生担当課長 職員厚生担当課長からご説明いたします。

まず、特別区人事委員会についてですけれども、特別区人事委員会は23特別区が一部事務組合方式により連合して設置している人事委員会で、それぞれの特別区の共同機関としての性格を有しております。その行為の効果はそれぞれの特別区に帰属するというような特徴があります。そのほかは、ほかの人事委員会と、権限などは変わりません。任命権

者から独立した中立的、専門的な立場にあつて、3人の委員により構成された、合議制の行政機関というふうになってございます。

次に、23区の勧告の受入れ状況は、特別区が勧告を行いますので、23区の対応状況は一緒という形になっております。

コロナ禍を考慮した業種については、委員がおっしゃいましたように、経営が厳しい状況にある病院は、今回、調査対象から外されておりました、その他につきましては、こちらでは承知していないというところでございます。

○委員 ありがとうございます。

もう一つ、よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 15ページですかね、杉並区の財政のことを細かく拝見していないんですけれども。要するに収入も支出も多くなって、結果、実質収支比率は上がっているような感じなんですけども、やはりこのコロナ禍の特殊要因というものが反映されているのか、あるいはそういうのがなかったとき、来年度以降、どんな見通しがあるのか、もしありましたらお願いいたします。

○総務部長 総務部長からお答えさせていただきます。

まず、資料を見ていただくと分かるとおり、28年度から令和2年度まで、過去5年間、右肩上がり、歳入、歳出は伸びております。特に令和2年度の伸びが著しいことがお分かりかと存じますが、これは、ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。皆さんご記憶かと思えますけれども、昨年度は特別定額給付金、区民1人当たり10万円を配付してございますよね。その影響が数百億円単位で、単純に1人10万円配っても50万人だと500億円ということなので、その影響が一番大きい。

それ以外にもコロナ関連の経費は相当支出してございますので、その影響が出ているということでございます。それがなければ令和元年度並みの決算額になるところだったのが、その影響で著しく歳出、歳入とも増えているというのが令和2年度の特徴でございます。

それ以外のところでも、ここ10年間で、大体、歳出決算額ベースで30%ぐらい金額が上がっております。これは保育園の増設ですとか、あるいは高齢化の進展に伴う高齢者施策の充実ですとか、あるいは、東日本大震災を受けての減災・防災対策の充実ですとか、そうした経費が行政需要の増加に伴って増えているということを反映したものでございまして、この傾向は少子高齢化も進展してまいりますし、またコロナを受けて感染症対策も充

実していかなければいけませんし、また令和8年には児童相談所を開設する予定もありますので、こうした増加傾向というのは今後とも続いていくと思っております。

○委員 ありがとうございます。要するに支出が増えるということで、それに伴う収入も手当てされているということなんでしょうか。

○総務部長 コロナ関連経費については、ほぼ、全て国、都からの特定財源ということで歳入があります。それ以外については、令和3年はコロナの影響もあってのことなのか、人口が少し減ったんですけれども、それまで人口は増加傾向がずっと続いておりまして、納税者の増によって、区税収入も堅調に伸びてきたということはございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

それでは、ほかに何かご意見はありますか。はい。どうぞ。

○委員 今の話の確認なんですけれども、歳入、歳出が増えたというのは特殊要因ということで理解します。そのときは、人件費比率が今14.7%ということで下がっているんですけど、計算式上、特殊要因で歳出が膨らんだので、人件費比率が下がっているという解釈でいいのかということと、その特殊要因を除いたときには、例年と比べて人件費比率というのは変わらないという解釈でいいのかということと、分かる範囲で教えてください。

○職員厚生担当課長 人件費比率については、委員が今おっしゃっていただいたとおり、職員費は上がっているんですけれども、歳出総額全体がそれよりも上回って上がっていますので、人件費比率は下がっているということになります。特にそういった要因がなければ、人件費比率は、今回は会計年度任用職員の制度の導入によって金額が増えましたので、人件費比率が増になるということは考えられたのかなというふうには思います。

○会長 よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかの方。

どうぞ。

○委員 この勧告の概要の中で、差額支給というのが19ページの下に書いてありますが、差額支給者というのはどういう人のことを言うのかということと、いつ頃からそういう差額支給者が出てきたのかということと、どういう理由で差額支給者というものが発生したのかということと、ここの勧告では、「着実な解消を図るべきであり積極的な取組を講じられたい」と書いてございますが、何か積極的な取組というのを考えていらっしゃるの

しょうか。以上の点についてご質問したい。

○職員厚生担当課長 では、私のほうからお答えいたします。

差額支給者は、平成30年4月に行政系人事給与制度の抜本的な改正が行われまして、その中で、係員、係長、課長、部長といった職層を、従前は8層制だったんですけれども、そこを6層制に変更して、これに伴った新しい給料表に切替えを行いました。その給料表の切替えによって、従前の級、具体的に言うと、2級職、3級職といったところの職員が、昇任などをしないで、下の級に降りた、下の級に切り替わった者が、新しい給料表では、今までもらっていた給料だと最高号級を超えてしまうと。その超えた分を調整して支給するというようなことを行った者が差額支給者ということになっております。いつからというと、この改正に伴って差額支給者が生じたということになります。

着実な解消を求められているところですが、解消としましては、下位の級になっている職員が、任用面で、適正な、見合った級に上がるということが必要になるので、係員のものが主任に上がったり、主任のものが係長に上がったりというようなことで、着実な解消を図っていくということで、区のほうとしましても、それを進めていきたいというふうに考えております。

○委員 そうすると、昇任しない者についてはそのままということになるわけですね。

○職員厚生担当課長 そうですね。

○委員 だから、昇任したのは、ここには54人で、全体の約14%にすぎないと書いてございますが、全員が昇任するわけじゃないわけですから……

○職員厚生担当課長 そうですね。

○委員 解消というのはなかなか思うように進まないということでしょうかね。

○職員厚生担当課長 はい。あとは、年齢層の高い方は退職されたりとか、積極的ではないですけれども、そういう解消というものも含まれているかと思えます。

○委員 自然解消みたいなものですね。

○職員厚生担当課長 そうですね。

○委員 積極的とは言えないかもしれないですね。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかに。

○委員 確認ですが、今の差額支給者というのは、今回のテーマで、特別職には関係ない

ということでしょうか。

○職員厚生担当課長 おっしゃるとおりです。

○会長 ほかの方、いらっしゃらないようでしたら、お一人お一人、意見を言っていたきたいと思います。

では●●委員から。

○委員 ありがとうございます。

今の説明をお伺いいたしまして、杉並区の人口規模や面積等々と、それから特別職の報酬等につきまして勘案いたしますと、財政の状況も鑑みて、事務局からお話のあったような内容で、私はよろしいのではないかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、●●委員、お願いします。

○委員 はい。特に大きな問題はないと思いますので、期末手当0.15月引下げということでしょうかと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、●●委員のほうから。

○委員 はい。昨年度から、この特別職の退職金の表もお出しいただいて、他区との比較表もあり、また13ページの在任中の報酬総額一覧というもの、こういうものは非常に分かりやすく、判断しやすい資料ですので、社会状況等々を鑑みまして、賛成いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次の委員よろしくお願いします。

○委員 はい。私もこの勧告と同様でよろしいかと思うんですが、この勧告の基になる事業者調査は、毎年8月から7月で行われるわけでしょうか。

○職員厚生担当課長 はい、そうです。毎年、同時期に行われるんですけども、去年はコロナの影響で、少し時期が変わっていたと聞いております。

○委員 そうですか。8月ということで、来年にまた調査があるんでしょうけれど、今年の場合は8月の感染拡大が特にすごい時期がありましたですね、8月、9月と。来年はもっとこの較差が広がるような、そんな心配をしております。感想です。

○会長 ありがとうございます。

○委員 先ほどご質問させていただきましたけど、今年度の勧告内容が、いろいろ特殊要因があるのか、ないのか、はっきりしないというところでしたけれども、いずれにしまし

でも、あるにしても、ないにしても、その論拠はあると思いますので、賛成いたします。

○会長 ありがとうございます。

では、●●委員、お願いします。

○委員 今回の勧告については、特に意見はないんですけど、先ほど差額支給の点のご質問がありましたが、これは発生した年がおととしでしたかね。当時、私も非常に分かりづらいことだったので、このことが分かるような資料を、何か残しておいたほうがいいのではないかなと思うんですよね。●●委員がおっしゃるとおり、どうしてこうなったかというのが、分かりづらいことなんで、そうしていただくとうれしいと思います。

○会長 ありがとうございます。

では、●●委員、お願いします。

○委員 実際に説明されても、あんまりぴんとこないというのが正直な話でございますが、間違ったことはないと思うので、皆さんのご意見に従いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは皆さん、確認をいたします。この勧告と同様ということでよろしいですか。

( 異議なし )

○会長 はい。ありがとうございます。では、審議をまとめさせていただきますと、一般職については期末手当は引下げ、給料月額を据置きの予定であるということ、また、現在の社会経済情勢及び区民一般の感情を考慮すると、区長、副区長、教育長、常勤の監査委員については、給料月額を据置き、期末手当を0.15月引き下げるということでよろしいですか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、議員についてですが、議員も報酬月額を据置き、期末手当を0.15月引き下げるということよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

以上、確認しました。実施の時期について、事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 では、総務課長から説明をいたします。

答申どおりに報酬等を改定するとした場合の実施時期につきましては、職員と同様とす



ることが適当ではないかと存じます。現時点では、職員の給与等の改定について、職員団体と交渉中でございますので、まだ確定はしておりませんが、例えば、職員が3月期の期末手当で調整をするときは、特別職も3月で調整となります。

以上の取扱いでよいか、ご審議をお願いいたします。

○会長 実施時期は職員と同じにするということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、次に、政務活動費に関する審議に入ります。

政務活動費、政務活動費関係資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○区議会事務局次長 区議会事務局次長の内藤でございます。私からお手元の政務活動費関係資料に沿ってご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座らせていただきたいと思っております。

まず、1枚目をおめくりください。1ページから11ページは、政務活動費に関する条例、規則、規程でございます。

2ページをお開きください。条例第9条では、政務活動費を充てることのできる経費の範囲として、区政の課題や区民の意思を把握し、区政に反映させる活動や区民福祉の増進を図るために必要な活動に充てることできるとしており、3ページから4ページにその活動に要する経費として、調査研究費、研修費、広聴広報費など10項目を掲げております。

次に、7ページをご覧ください。一方、こちらの規程第2条では、政務活動費に要する経費に該当しないものとして、9項目を明示しております。議員としての活動は多種多様でございますが、そのうち、選挙活動、政党活動、後援会活動に関する経費など、政務活動としては計上できない項目を規定しております。

次に、8ページから10ページの表は、政務活動に要する経費細目として、用途に関する内容を記載しており、区民からの疑義などに説明ができるよう、具体的な支出基準を設けているものでございます。

続きまして、12ページは、23区の政務活動費の状況です。杉並区は、年額192万円、月額16万円で、23区中10位です。平成13年度の条例制定以降、改定がなされていない区は、杉並区を含めて19区、引上げ区は1区、引下げ区は3区となっております。平成21年度以降は改定の動きはなく、杉並区議会においても、特段この間、議会内で政務活動費の金額の増減についての議論は行われておりません。

次に、13ページから19ページに、杉並区における政務活動費の推移を記載しております。

ここ数年の規程改正の主な内容としましては、16ページの平成28年3月に、ガソリン代を議員1人当たり月額5,000円を限度とする。また、自己所有及び自宅兼用の事務所の光熱費は計上できないとし、平成29年3月に自宅兼用事務所の賃借料は計上できないとしたところ。平成30年3月に、インターネット接続料、携帯電話、スマートフォンなどの情報端末の通信費の支出割合の上限を一律2分の1とするなどとしております。

17ページの、令和2年3月には、月極駐車場代や自己所有及び自宅兼用の事務所の駐車場賃借料は計上できないものとしております。

次の18ページ、昨年度、令和3年3月は、規程の改正は行わず、記載の2点を議会としての決定事項として、手引書に明記いたしました。

次に、18ページの2の自主改善としましては、正副議長ほか6名の議員による杉並区議会政務活動費調査検討委員会において、弁護士、会計士などの学識経験者を構成員として設置いたしました、杉並区議会政務活動費専門委員会での政務活動費の用途に関する意見などを参考にしながら検討を重ね、前述の規程や手引きなどの改正に取り組んでおります。

今後も、区民目線が厳格化する中、区民の納得と信頼が得られるよう、不断の検証と見直しを行ってまいります。

3の金額の推移につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、20ページをご覧ください。令和2年度の政務活動費の支出状況でございます。政務活動費の議員への交付分は35人、6,720万円。100%執行した議員が16名で、執行率は80.0%。また、会派への交付分は、2会派、2,496万円、執行率が58.7%です。区議会全体の交付金額は9,216万円、支出総額は6,843万9,308円、返納額は2,372万692円、執行率74.3%です。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して質問等があればお受けしたいと思います。

○会長 どうぞ。

○委員 ちょっと教えてください。

この個人宛と会派に交付分というのは、これは相手方の申請によってそうなるんですか。

○区議会事務局次長 条例に規定をしております、会派または議員個人ということになっています。選択制ということで、会派及び議員個人が交付対象ですので各々からの請求

になります。

○委員 そうしますと、この会派の場合は、例えば、公明党と共産党は、会として頂きたいということで申請されるわけですね。そうした場合に、その会派で支出が提出されて、個人個人のは見えないわけですかね。

○区議会事務局次長 会派における個人支出が認められていないわけではありませんので、計上内容によっては、個人の支出としてわかる場合もございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかに、ご質問は。

はい、どうぞ。

○委員 すみません、議員の方の台所事情というのをあまり知らなくて、質問させていただくんですけども。

特に、都市部においては、この社会活動というのをします。政治活動というんですかね、しながらやはり生計を立てられることが必要かと思うんですけども、拝見していますと、この政務活動費は、先ほどご説明ありましたように、2分の1とか、かなり、制約がありますよね。そうしますと、個人の事業主と考えれば、いろいろ経費がかかると思うんですけども、それはこの議員報酬で賄えていっちゃると。議員の方、いろいろ差はあると思いますけども、おおむねその議員の報酬から賄われているというように考えてよろしいんでしょうか。

○区議会事務局次長 先ほどご説明しましたように、9条において、政務活動費として使える範囲は、細目で決めておりまして、それ以外のものについては、自費で支払われるということで、政務活動費としての経費の出納簿については、全体の192万円の中での出納になりますので、収入が192万円で支出が幾らで、残が出た場合については区に返還するという、そんな仕組みになっています。

○委員 例えば支出が100万あったとして、2分の1基準みたいなのがあると思うんですけど、50万は、内容が適当であれば、この政務活動費から出て、残りは議員の方の歳費と、自分で何か事業をやっている方もいらっしゃるかも分かりませんが、要するに自分のお財布から出ていくというようなことなんでしょうか。

○区議会事務局次長 全体が1万円の支出とした場合に、政務活動費として計上できる金額というのが、細目で決まっていますので、2分の1にしますと、5,000円ずつになりますから、5,000円は公金である政務活動費を使って、あとの5,000円については自費で支払わ

れますので、出納簿については5,000円しか載ってこないということになります。

○委員 ありがとうございます。

もう一つ、よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○委員 経費の中に広聴広報費というのがありまして、杉並区の議員の方の政治活動費の収支報告書を拝見しますと、この項目が議員で多少違いますけど、ボリュームがある。広聴というのは聴くほうで、広報というのは出すほうで、インプットとアウトプットだと思うのですが、これ分けるのは難しいものなのかなと。混ぜると、何かどういう活動をされているのかが、分かりにくいというか、分かっていたほうが何か分かりやすいかなという気が、一区民として思いましたので、ご意見をお聞きしたいと思います。

○区議会事務局次長 おっしゃるように、区民からいろいろなご意見をお聴きする広聴と、自身の区政の活動を報告する広報、これを一体としてやっているのが今の現状ですので、今の委員のご指摘については、参考とさせていただきたいと思います。

○委員 一体としてというのは、活動を一体としているということなんですか。それとも、区のルールを一体としているということなんでしょうか。

○区議会事務局次長 項目としては一体として取り扱っていますので、広報費、広聴費というような、別々の分け方はしていないということです。

○会長 よろしいですか。

どうぞ。

○委員 先ほどお話しいただいたように、使途等について、施行規則等で詳しく定められているということでしたが。例えば事務所費などについて、自宅などと兼用されているような場合は使えないとか、かなりしっかりとやられていると思うんですが、一方で、議員の皆さんの問題だと思うんですけど、政治活動とそれから政務活動というのは、やっぱり分けて考えるべきだと思いますし、そういった考え方で政治活動には使えないということになっているわけなんですけど、例えば事務所費などだと、その事務所だけを、政務活動だけに使って、あるいは議員活動だけに使って、政治活動には使わないということもなかなかなくて、結構各地でいろいろ議論になっているかなとは思うんですね。その辺について、杉並の議員の皆さんはどのようにお考えになったり、あるいは一定のルールを定めているのかとかということ、まず一つお伺いしたいということと。

それからもう一つは、どの程度、政務活動費の使途やあるいは帳票等について、住民の

皆さんがアクセスして簡単に見られるかというような、例えばインターネットで帳票などについても公開しているかといった点などについて教えていただければ。2点、お願いしています。

○区議会事務局次長 最初の1点目の件ですけれど、おっしゃるように、私的に使われる部分については、当然、公費は使えませんが、公費を使ったことに対する区民への説明ができるようであれば100%使えるということもあり得るかと思います。しかしながら、100%公費を使った駐車場ですか賃借料ですというのは説明が難しいのかなと。もしこれが、住民監査請求だとか、住民訴訟になった場合については、議員が説明をしていかななくてはいけないので、100%公費を使った形の支出というのは、現在のところないということが現状としてあります。

また、区民への公表ですけれど、議会のホームページで、収支報告書については公開しております。

○委員 ありがとうございます。おそらく議会事務局の皆さんにお伺いするというより議員の皆さんにお願いしたいなと思うのは、やはり議員の皆さんの活動費というのがどのように使われているのかということは、非常に区民の皆さんも関心のあるところだと思いますし、議員報酬が適正かどうかという議論や、あるいは活動費が適正かといったときに、それについてどのように中身を説明するかとかというのはいろんな議会でご苦労されていると思いますので、住民代表の皆さんですから、非常に重要な活動をされていると思いますので、曇りのないように進めていただければと思います。ありがとうございました。

○会長 ほかにはございませんか。

( なし )

○会長 それでは、先ほどと同じように、皆さんからご意見をお聞きしたいと思います。

それでは、●●委員のほうから、また。

○委員 私は、この現状維持でもいいのではと思っております。

○会長 では、●●委員。

○委員 結論から言うと、現状維持でいいのかなと思っております。使っている人、使っていない人っていますけれども、政務活動ということですので、それぞれの考え方があるということだと思いますし、その前提条件として、しっかりチェックがされているということの性善説に立たざるを得ないと思いますので、そういう前提条件の中であれば、現状維持でいいのかなと思っております。

○会長 ありがとうございます。

●●委員、お願いします。

○委員 月額16万円の改定なしでよろしいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、●●委員、どうでしょうか。

○委員 議会からの、議員方からも特に要望ですとか異論がないということも鑑みて、また、この使用状況を見ましても、この現状のままでよいと思います。

○会長 ●●委員、どうでしょうか。

○委員 私も月額16万円のままでよろしいかと思います。

○委員 私も、金額についてはこのままで、異議ありません。あとは、やはり引き続き、より透明性に努力していただく。努力といいますか、透明性に、意識して、そういう制度にしていいただければと思います。よろしくをお願いします。

○会長 ありがとうございます。

●●委員。

○委員 現状の月額16万のままでいいと思います。

質問したかったことが一つあるので、質問させてください。

○会長 どうぞ。

○委員 今年の執行率が74.3%になっていますが、前年と比べて、この執行率に変化があるようでしたら、教えてください。コロナ禍で政治家の方の活動が少し変化があるかどうか、知りたいもので。

○会長 どうぞ。

○区議会事務局次長 前年度と比べまして、0.3%増ということでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

●●委員、お願いします。

○委員 16万円という額が適正であるかどうか、この執行率を見て大分差があるので、100%の方と、1.5%の方もいらっしゃいますし、政治の活動内容というのが私たちに分かるものかどうか、その辺が明らかになれば、もう少し意見も出るんじゃないかなと思うんですけども。

○会長 事務局、どうでしょうか。

今のを簡単に言うと、支出の少ない方、逆に言うと、返納額が多い方が支出が少ないという感じです。これは、チェックされた後に、返納されて支出が少なくなったという解釈でよろしいんですか。

○区議会事務局次長 議員の活動は、先ほどご説明したように多種多様、多岐にわたってございますので、これは結果として出てきている数字でございます。年額で192万円交付されますが、それ以上、オーバーした方も当然いらっしゃいます。先ほど言いました按分をかける場合ですと、2分の1、本来は1万円払ったところを政務活動費で5,000円、あと5,000円については自費で払っているとか、様々な形で活動をされています。

それで、広聴広報活動費としては、いわゆる区政だよりの発行、また、区政の報告会を開いたりする議員さんもいらっしゃいます。紙で年2回とか年1回発行とか、それも地域によって部数が違ってきますので、その金額によっては多寡が当然出てきてしまいますから、全体としては、それぞれの活動の結果としての数字がここに並んでいるというような状況を理解していただければと思います。

○委員 区民としたら、この数字を頭にどこか置いておいて、それぞれの区議の方が年間どんな活動をしているのかとか、そういうことに注意をしていくしかないと思うんですが、さきほども言いましたが、これを具体的に、分かりやすく形にさせていただくとありがたいなと思います。

○区議会事務局長 申し訳ございません。よろしいでしょうか。

ご指摘はごもっともですが、1点だけ、補足させていただきますと、政務活動費を使わないから仕事をしていないとか、そのような相関関係には必ずしもないと……

○委員 ない、と。それは分かるんですよ。

○区議会事務局長 はい。例えば当該年度に事務所を引き払って自宅に戻ったが、新しい事務所を見つけられなかったとか、区政報告を年3回出すところを何かの要因で2回しか出せなくて回数が減ったとか、先ほど、次長が申し上げたような事情もございますので、100%使い切ったから100%以上仕事しているとか、そのような相関関係に必ずしもないということだけ、補足させていただきました。

○委員 そうですね。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいですかね。政務活動費について審議をまとめたいと思いますけれども、基本的に現状のまま据え置くということでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 はい。据え置きが適当であるということで、よろしくお願ひします。

それでは、ここで、審議内容をまとめますので、14時25分まで、休憩に入りたいと思います。よろしくお願ひします。約10分間の休憩です。

( 休憩 )

( 再開 )

○総務課長 会長、おそろいになりましたので、お願ひいたします。

○鹿野会長 それでは、会議を再開したいと思います。

お手元に、審議の概要等をまとめたものがあると思いますが、本日審議いたしました内容を確認したいと思います。

(1) 区長・副区長・教育長・常勤の監査委員について。給料月額、改定を行わないことが適当。期末手当については、0.15月引き下げる。現行4.08から月3.93月。

(2) 議員に関してです。報酬月額、改定を行わないことが適当であると。期末手当、0.15月引き下げる。現行3.83月から3.68月。

(3) 政務活動費は据置きとする。

(4) 実施時期。改定の実施時期は、職員と同様の取扱いとする。

以上、相違なければ、ご確認ください。

よろしいですか。

( 異議なし )

○会長 それでは区議会議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額について、以上を審議会の決定として答申文を作成してよろしいでしょうか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。

事務局から答申文作成についての今後の流れについて、説明をお願いします。

○総務課長 それでは、答申文の作成の今後の流れをご説明させていただきます。

本日、委員の皆様から頂いたご意見を踏まえ、会長と事務局で調整の上、答申文の案を作成し、委員の皆様にお送りさせていただきます。

委員の皆様以案をご確認いただき、ご意見等がございましたら、指定の期日までに事務局にご連絡ください。頂いた意見等を会長と調整し、再度皆様にご確認いただいた上で、



答申文を確定し、区長に提出するという流れでございます。

確定した答申文については、写しを事務局から委員の皆様に変更してお送りをいたします。

以上が、今後の流れの案でございます。

○会長 それでは、答申文につきましては、皆様のご意見を十分伺いましたので、最終的な調整は、会長である私が事務局と一緒に進めていきたいと思っておりますので、異議はございませんか。

( 異議なし )

○会長 ありがとうございます。これで、全ての審議が終了しました。最後に総務部長からご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆さん、今日は、大変お忙しい中、審議会にご出席を賜り、また、活発なご質疑の上、答申内容を固めていただきまして、誠にありがとうございます。

答申文については会長と事務局で調整をいたしまして、皆様にご確認を頂いた上で確定させていただきたいと思っております。確定の後におきましては、例年どおり答申を尊重いたしまして、手当の額の改定に向けて、区議会への提案に向けた手続を取ってまいりたいと思っております。

本日は、誠に、本当にありがとうございました。

○会長 以上で、本日の審議会を終了します。ありがとうございました。